

平成 3 0 年第 1 5 回
美幌町農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 6 月 2 5 日 1 日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成30年6月25日(月) 午後1時30分から午後2時08分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(16人)

	1 番	日 下	優 君	会長職務代理者	3 番	大 西	政 雄 君
	4 番	根 塚	信 義 君		5 番	中 村	寿恵子 君
	6 番	小 林	勝 義 君		7 番	小 泉	豊 和 君
振興副部会長	8 番	加 藤	安 弘 君		10 番	寺 本	恵 二 君
	12 番	重 清	幸 良 君		13 番	木 村	勝 彦 君
	15 番	日 並	洋 君		16 番	齋 藤	一 男 君
農地副部会長	17 番	東	砂裕理 君	振興部会長	18 番	千 葉	正 美 君
	19 番	松 本	訓 宜 君	会 長	20 番	鈴 木	幸 往 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒 井 祐 二 君	総務担当主査	佐々木 鑑 仁 君
総務担当	中 谷 賢 司 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

議事日程

平成30年第15回 美幌町農業委員会総会
平成30年6月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1	議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2	諸般の報告について
日 程 第 3	会期の決定について
日 程 第 4	会務報告について
日 程 第 5 報告第26号	第7回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6 報告第27号	第4回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 7 報告第28号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の 要件確認結果の報告について
日 程 第 8 報告第29号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日 程 第 9 議案第51号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 10 議案第52号	農地転用事業計画に係る変更承認申請について
日 程 第 11 議案第53号	現況証明願について

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は１６名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成３０年第１５回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第１０条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第１、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第２１条の規定により議長において指名します。議事録署名委員は議席番号１５番日並洋委員、同じく議席番号１６番齋藤委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。
議 長 事務局長	日程第２、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。 諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告４件、議案３件となっております。朗読については省略をさせていただきます。なお、議席番号２番白石委員、同じく議席番号９番佃委員、同じく議席番号１１番日並一三委員、同じく議席番号１４番西委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第３、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日１日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日１日間と決定を致します。
議 長	日程第４、「会務報告について」は議案書２ページに記載のとおりであります。 この中から５月２９日から６月１日の東京都と兵庫県の内容について報告を致します。「全国農業委員会会長大会」、「オホーツク農業委員会連合会会長研修会」等の内容ですが、まず、２９日の夕方にはオホーツク農業委員会連合会独自要請行動として「平成３１年度農業政策と予算に関する要望書」を地元選出の武部代議士に手渡し、代議士からは管内から出された意見・要望を真摯に受け止め、必ずその進捗状況を報告するとの約束をいただきました。翌３０日は都内星陵会館で開催の「北海道選出国會議員要請集会」にて武部衆議院議員ほか出席１８名の国會議員の方々へ北海道農業会議で取りまとめた要請・要望を行いました。午後からは会場を文京シビックホールに移し「全国農業委員会会長大会」に参加しました。提案された第１号議案から第４号議案については全て原案通り承認されました。３１日はオホーツク農業委員会連合会会長研修会として、兵庫県の南あわじ市の淡路農業技術センターを訪問し、淡路島における農業の情勢の説明を受け、その後、試験圃場で実際の栽培現場を視察してまいりました。 なお、これら会議等の資料につきましては事務局に保管してありますので必要があればご覧いただきたいと存じます。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。

	(「なし」の声)
議 長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第26号「第7回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。
振興部会長	部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	第7回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成30年5月25日。美幌町農業委員会振興部会長千葉正美。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件(1)平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。(2)平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。(3)平成30年度道内視察研修について。(4)平成30年度農作物生育状況調査について。2. 開催日時、平成30年5月25日(金)午後3時55分から午後4時30分。3. 開催場所、第1・第2議員控室。4. 出席者、私他計8名、事務局：中谷総務担当。5. 会議結果につきましては事務局よりお願い致します。
総務担当	会議結果についてご報告致します。(1)平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については議案の参考資料1ページから8ページまでをご提案致しまして振興部会の中で提案どおり承認されております。(2)平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画については議案参考資料の9ページから11ページで提案を致しまして提案どおり承認されております。(3)平成30年度道内視察研修につきましては議案の参考資料12ページから15ページ目までを提案致しまして、この中で1日目の宿泊先を苫小牧市にしまして、2日目の宿泊先を湯の川温泉と致しました。それと2日目の函館市内見学は施設料については個人負担としております。(4)平成30年度農作物生育状況調査については議案の参考資料16ページで要領を説明致しましたところ、上期の日程を7月13日、下期の日程を8月31日とすることにしました。上期の内容につきましては各ブロックで圃場の選定を要請していくことに致しました。以上、会議結果を報告致します。
議 長	ご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第26号「第7回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定致します。
議 長	日程第6、報告第27号「第4回農地部会会議結果報告について」を議題と致します。
農地副部会長	部会長の報告をお願い致します。
農地副部会長	第4回農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成30年5月25日。美幌町農業委員会農地部会長白石愛。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件(1)農地パトロールの実施について。(2)農地評定研修の実施について。2. 開催日時、平成30年5月25日(金)午後3時55分から午後4時15分。3. 開催場所、議会委員室。4. 出席者、白石部会長他計10名、事務局：佐々木総務担当主査。5. 会議結果につきましては事務局よりお願い致します。
総務担当主査	会議結果について報告致します。既に先々週の金曜日に実施致しました農地パトロールと農地評定研修について協議しております。協議内容(1)農地パトロールの実施について。日時、平成30年6月15日(金)午前8時45分から1日間。内容、遊休農地、低利用農地の発見や無断転用の確認、農地法許可後における利用状況確認など。調査方法、場所について各ブロックから確認農地の候補をあげてもらう。(2)農地評定研修

議 長	の実施について。日時、平成30年6月15日(金)農地パトロールの実施日に合わせて実施する。実施方法、2ブロック、3ブロックから研修する評定圃場を選考してもらう。各ブロックに分かれて評定を行うことと致しました。以上でございます。 ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第27号「第4回農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第7、報告第28号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
総務担当	報告第28号についてご説明致します。今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案9ページの2法人であります。 内容番号17号、野付郡別海町本別69番地3、有限会社本別牧場、代表取締役田村丞吉。内容番号18号、大空町女満別中央228番地、有限会社アグリオホーツク、代表取締役田中悟。以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認致しましたので報告致します。以上、よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第28号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告」については承認することに決定を致します。
議 長	日程第8、報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。内容番号21号。
総務担当主査	内容番号21号についてご説明致します。本件は現在農地法第3条により賃貸借している農地を現在の賃借人に売買するため合意解約するものです。 賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積合計〇〇㎡、契約期間は平成25年4月19日から平成35年4月18日までの10年間、合意解約並びに土地の引き渡しは平成30年6月1日でございます。以上、よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号21号については承認することに致します。内容番号22号から23号は関連がございますので一括上程を致します。
総務担当主査	内容番号22号と23号について一括してご説明致します。本件は賃借人が体調不良のため、他者に賃貸するために合意解約したものです。賃借人は〇〇の〇〇さん、合意解約並びに土地の引き渡しは平成30年5月14日でございます。 内容番号22号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積合計〇〇㎡、契約期間は平成30年3月31日から平成31年3月30日までの1年間でございます。次に内容番号23号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積合計〇〇㎡、

議 長	契約期間は平成29年9月25日から平成30年9月25日までの1年間でございます。以上、よろしくお願い致します。 ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号22号から23号は承認することに致します。 報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第9、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号42号。
総務担当主査	はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全5件で内容につきましては売買1件、賃貸借3件、使用貸借1件となっております。 内容番号42号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。本件は先の報告第29号内容番号21号において合意解約した案件で売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料20ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
7 番	内容番号42号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが現在賃貸借していますが、今回、売買することになったものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし意欲的に営農されております。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月7日、千葉委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号42号は適当と認めます。 内容番号43号。
総務担当主査	内容番号43号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧ください。本件も先の報告第29号内容番号22号において合意解約した案件で新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、賃借期間は許可日から1年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料22ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
6 番	内容番号43号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが借りておりましたが体調不良により、〇〇さんが新たに借りることになったものです。

	〇〇さんはグリーンアスパラ、豆類を作付けし意欲的に営農されております。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月12日、木村委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 （「なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号43号は適当と認めます。 内容番号44号から45号は関連がございますので一括上程を致します。
総務担当主査	内容番号44号から45号について一括してご説明致します。本件は先の報告第29号内容番号23号において合意解約した案件で新規の賃貸借案件でございます。賃付人は〇〇の〇〇さん、申請理由は賃貸借、賃借期間は許可日から1年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。 内容番号44号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧ください。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積合計〇〇㎡でございます。続いて内容番号45号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積合計〇〇㎡でございます。 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料24ページ並びに26ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては各担当の確認委員さんよりお願い致します。
6 番	内容番号44号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も〇〇さんが借りていた農地ですが体調不良により、新たに〇〇さんに賃貸借することになったものです。〇〇さんは家族ふたりで畑作三品と豆類を作付けし意欲的に営農されております。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月12日、木村委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
5 番	内容番号45号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も先の内容番号44号と同様に〇〇さんが借りておりましたが体調不良により〇〇さんが新たに借りることになったものです。〇〇さんは小麦、豆類を作付けし意欲的に営農されております。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月11日、小林委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 （「なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号44号から45号は適当と認めます。 内容番号46号。なお、内容番号46号につきましては〇〇委員の配偶者が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。 （〇〇委員 退席）
総務担当主査	内容番号46号についてご説明致します。参考資料は27ページをご覧ください。本件は経営移譲の際にもれておりました農地に係る使用貸借案件です。 賃付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積合計〇〇㎡、申請理由は使用貸借、賃借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

	以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料28ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
6 番	内容番号46号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は経営移譲した当時に申請からもれていた農地について父親の〇〇さんから息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、馬鈴薯、ビートを作付けされ意欲的に営農されております。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月12日、日並洋委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号46号は適当と認めます。 (〇〇委員 入席)
議 長	議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第10、議案第52号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」を議題と致します。
総務担当主査	初めに「農地転用事業計画に係る変更承認申請」についてご説明致します。農地転用許可申請の際、申請者は総会議案に掲載される土地の所在地、面積、建築物の名称や転用にかかる費用、工事期間など転用計画を記載し、必要な資料と一緒に農業委員会に提出を致します。総会において許可が出た後、何らかの事情により転用計画に変更が生じた場合はその旨を農業委員会に届け出し、総会において承認を受けなければなりません。それがこのあとご説明するふたつの案件でございます。これからご説明させていただく案件、ふたつとも変更理由につきましては工事期間の変更となっております。 初めに内容番号1号についてご説明致します。本件は議案の摘要欄に記載のとおり、本年2月26日に総会で審議し、3月22日に許可致しました美幌高校の牛舎等新築に係る農地法第4条転用の案件でございます。変更申請理由ですが議案記載のとおり、学校側の要望により平成31年度着手する予定の堆肥舎建築を平成30年度から行うよう、工区分を変更したいということで堆肥舎建築の当初工事期間が平成31年4月1日から平成32年3月31日までを変更後は本件が承認された日から平成32年3月31日までとするものでございます。なお、議案の備考欄に記載のとおり都市計画法に基づく開発行為の変更許可については平成30年5月23日付で許可が出ております。続きまして内容番号2号でございます。本件は摘要欄に記載のとおり、昨年11月27日に総会で審議し、本年2月22日に許可致しました植林転用に係る農地法第5条転用の案件でございます。申請理由ですが議案記載のとおり、当初計画では工事期間を許可日から7ヶ月としておりましたが苗木が不足しており、期間中の事業完了が困難となったことから工事期間の変更をしたいというものでございます。変更後の期間は本件が承認された日から平成31年11月30日まででございます。最後に変更承認申請につきましては総会后、北海道農業会議への意見聴取は必要がないということを北海道農業会議に確認してございます。事務局からのご説明は以上でございます。よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。

議 長	(「なし」の声) ご異議なしと認め、議案第５２号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第１１、議案第５３号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号２２号。
総務担当主査	内容番号２２号についてご説明致します。参考資料は３０ページをご覧ください。 願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
７ 番	内容番号２２号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は緋牛内との境界にある場所で境界線付近に樹木があり、他は腰ぐらいまで伸びた雑草が一面に生えており、長い間、畑として使われておらず農地・採草放牧地以外であることを６月７日、千葉委員、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号２２号は適当と認めます。 議案第５３号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了しました。 これをもちまして、第１５回美幌町農業委員会総会を閉会致します。 (ブザー)
議 長	ご苦労様でした。 閉会 午後２時０８分